

外郭団体に関する特別委員会資料

令和4年度

雲井通5丁目再開発株式会社

事業概要

都市局

目 次

第 1	会社設立の趣旨	1
第 2	会社の概要	2
第 3	定 款	4
第 4	令和 3 年度事業報告	1 0
1	事業の概要	1 0
2	財務諸表	1 1
第 5	令和 4 年度事業計画	1 3
1	事業の概要	1 3
2	予定財務諸表	1 4

第1 会社設立の趣旨

神戸の玄関口である三宮周辺地区の再整備に向け、平成27年9月に神戸市が策定した、「三宮周辺地区の『再整備基本構想』」では、中・長距離バスの乗り場が分散し、利便性や交通弱者への配慮が十分でない等の課題解消を目指し、乗降場を集約した新たなバスターミナルを整備することが位置づけられている。

また、平成30年3月に策定された「新たな中・長距離バスターミナルの整備に向けた雲井通5・6丁目再整備基本計画」においては、雲井通5・6丁目エリアは、新たなバスターミナルの整備に加え、神戸ならではの魅力と高いポテンシャルを活かした新たな都市機能の集積や地域の特色を活かした賑わい空間の形成などを再整備のコンセプトとしている。

I期のブロックにあたる雲井通5丁目は、よりスピード感をもって事業進捗を図るため、地権者の意見を反映しつつ、迅速な意思決定ができ、民間事業者のノウハウ・資金等を最大限に活用することが可能な「再開発会社施行」による市街地再開発事業の実施を目指すものとされていた。

併せて、地権者と神戸市において、再整備の具体化に向けた検討、協議が進められ、平成30年5月に神戸市、一般財団法人神戸すまいまちづくり公社、兵庫県、その他地権者全員の出資により、「雲井通5丁目再開発株式会社」が発足した。

〔沿革〕

平成27年	9月	三宮周辺地区の『再整備基本構想』策定
平成30年	3月	新たな中・長距離バスターミナルの整備に向けた雲井通5・6丁目再整備基本計画策定
平成30年	5月	雲井通5丁目再開発株式会社創立総会
平成30年	5月	雲井通5丁目再開発株式会社設立登記

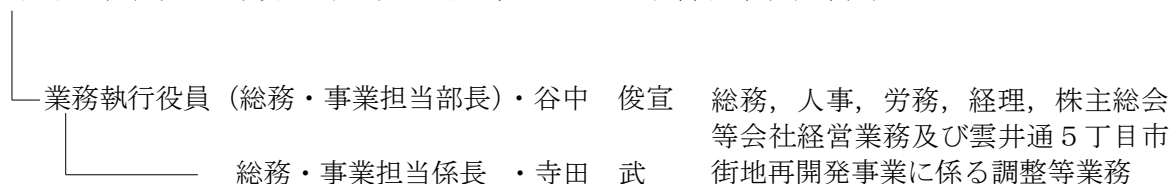
第2 会社の概要

- 1 商 号 雲井通5丁目再開発株式会社
- 2 本店所在地 神戸市中央区雲井通4丁目2番2号マークラー神戸7階
- 3 設立年月日 平成30年5月16日
- 4 資 本 金 5,000千円

(神戸市出資額 2,550千円 51株 51.00%)

5 組 織

代表取締役社長 ○ 鳥居 聡 (神戸市文化スポーツ局 博物館名誉館長)



- ・印は神戸市派遣職員
- 印は神戸市を退職した職員 (退職派遣を除く)

6 社員数

令和4年7月1日現在

所 属	部 長	課 長	係 長	合 計
総務・事業部	1 (1)		1 (1)	2 (2)
合 計	1 (1)		1 (1)	2 (2)

※ () 内は市派遣職員で、内数を表す。

7 役員

令和4年7月1日現在

役 職 名	氏 名	備 考
代表取締役社長	鳥 居 聡	神戸市文化スポーツ局 博物館名誉館長
取 締 役	中 原 信	神戸市都市局都心再整備本部長
〃	尤 泰 基	株式会社アサヒ代表取締役
監 査 役	岩 崎 和 文	岩崎公認会計士・税理士事務所所長

第3 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、雲井通5丁目再開発株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 都市再開発法第2条の2第3項に基づく市街地再開発事業の施行にかかる業務
2. 前号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県神戸市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、200株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の発行する株式は譲渡制限株式とし、これを譲渡により取得するには、株主又は取得者は、当社の承認を要する。

- 2 前項の承認機関は取締役会とする。

(株主割当てによる募集株式の発行等)

第7条 株主に株式（自己株式の処分による株式を含む。）の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行等を行う場合には、その募集事項、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は、取締役会の決議によって定める。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(自己株式取得の場合の売主追加請求権の排除)

第9条 当社は株主総会の決議によって、特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

- 2 前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、株式取得者と、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者又はその相続

人その他の一般承継人が、記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権登録等)

第11条 当会社の株式につき質権の登録、変更又は抹消、信託財産の表示又は抹消を請求するときは、所定の請求書を当会社に提出するものとする。

(届出)

第12条 株主、登録株式質権者、信託株式の受託者又はその法定代理人は、その氏名又は名称、住所及び印鑑を所定の書式により当会社に届け出るものとする。

2 前項の届出事項に変更があったときも同様とする。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度にかかる定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の決議事項)

第14条 株主総会は、法令又は定款で定める事項を決議する。

(株主総会の招集)

第15条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日より3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(株主総会の招集手続)

第16条 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 株主総会は、前項の規定にかかわらず、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(株主総会の招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会の決議方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決権を行使することができる株主の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第21条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第23条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数による賛成をもって選任するものとする。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠あるいは増員のため選任された取締役の任期は、前任者の任期あるいは他の在任取締役の任期が満了すべき時までとする。

(取締役会の設置)

第25条 当会社には、取締役会を置く。

(代表取締役)

第26条 取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定するものとする。代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第27条 取締役会の決議により、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて取締役中から常務、専務その他役付取締役を選定できるものとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第29条 取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役及び各監査役に発することを要する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意がある場合には、前項の期間を短縮し、又は通知を省略してこれを開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

(取締役会の議事録)

第33条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役並びに出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の議決をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

(取締役会規程)

第36条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役

(監査役の設置)

第37条 当会社には、監査役を置く。

(監査役の員数)

第38条 当会社の監査役は1名以上とする。

(監査役の選任)

第39条 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数による賛成をもって選任するものとする。

(監査役の任期)

第40条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の議決をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第43条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、その末日を決算期とする。

(剰余金の配当)

第45条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当をすることができる。

2 配当財産は、利息をつけないものとする。

3 配当財産が交付の日から3年以内に受領されないときは、当会社は交付の義務を免れるものとする。

附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第46条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は、金3,000,000円とする。

(最初の事業年度)

第47条 当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成31年3月31日までとする。

(発起人の氏名又は名称及び住所)

第48条 当会社の発起人の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(名称) 神戸市

(住所) 兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号

(名称) 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社

(住所) 兵庫県神戸市中央区雲井通五丁目3番1号

(名称) 株式会社有馬芳香堂

(住所) 兵庫県神戸市兵庫区下沢通七丁目1番2号

第4 令和3年度事業報告

1 事業の概要

令和3年3月に施行認可された事業計画に基づき、地権者と合意形成を図りながら、権利変換計画案を策定し、縦覧を行った。併せて、実施設計や既存建築物からの移転に向けた移転先選定や補償協議を進めた。

(1) 権利変換計画策定

従前資産の基準となる土地調書及び物件調書を作成するとともに、従前資産に代わる再開発ビルの従後床評価や配置計画を行い、それぞれの権利者と合意形成を図りながら権利変換計画案を策定し、案の縦覧を行った。

(2) 再開発ビル等の実施設計

特定事業参加者及び特定業務代行者のノウハウを最大限に活用し、既存建築物の解体工事及び再開発ビルの新築工事着手に向け、工事施工に必要な詳細設計や東側拡幅道路等の公共施設設計を行った。併せて、工事着手に必要な申請等の諸手続について、関係機関と協議調整を進めた。

(3) 既存建築物からの移転対応

令和4年度の既存建築物の解体工事着手に向け、個別面談において権利者の意向把握を十分に行いながら、工事期間中の移転先選定や移転にかかる補償等についての合意形成を進め、個別事情に応じた移転対応を行った。

(4) 地権者等との協議・調整

地権者を対象とした「情報連絡会」を開催し、事業の進捗状況などの情報共有や意見聴取を行った。また、個別ヒアリングを通じて、意向把握や合意形成を進めた。

また、具体的な進め方や進捗状況について、関係者に周知するため、「再整備ニュース」を発行した。

【参考：事業の経緯】

- 平成30年5月 雲井通5丁目再開発株式会社設立
- 令和2年3月 都市計画決定告示
- 令和2年12月 特定事業参加者及び特定業務代行者決定
- 令和3年3月 事業計画施行認可
- 令和4年3月 事業計画変更（第1回）認可
- 令和4年3月 権利変換計画案縦覧（3月15日から28日まで）

2 財務諸表

(1) 損益計算書 (令和3年4月1日～令和4年3月31日, 単位: 円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用		営業収益	
営業外費用		営業外収益	
特別損失		特別利益	
合計	0	合計	0
		税引前当期純利益	0
		法人税等	0
(1) 補助金 一 千円		当期純利益	0
(2) 受託料 一 千円		前期繰越利益剰余金	0
		繰越利益剰余金	0

(2) 貸借対照表(令和4年3月31日現在, 単位: 円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	【19,556,463,538】	流動負債	【92,576,178】
現金及び預金	15,127,160,878	未払金	92,235,000
未成工事支出金 ※1	2,667,082,860	預り金	269,178
未収入金	655,981,200	未払法人税等	72,000
仮払い金	1,106,238,600		
		固定負債	【19,459,596,160】
		長期借入金	17,800,000,000
		仮受金 ※2	1,659,596,160
		負債の部計	19,552,172,338
固定資産	【708,800】	(純資産の部)	
差入保証金	708,800	株主資本	【5,000,000】
		資本金	5,000,000
		純資産の部計	5,000,000
資産合計	19,557,172,338	負債・純資産合計	19,557,172,338

※1 未成工事支出金（過年度の累計額）の内訳は下記のとおり (単位：円)

科 目	総 額	内 訳			
		人 件 費	物 件 費 等	減価償却費	事 業 費
平成 30 年度	64,823,889	20,544,539	4,855,030		39,424,320
令和元年度	117,049,233	24,334,526	6,105,147		86,609,560
令和 2 年度	777,624,005	26,703,579	7,838,526		743,081,900
令和 3 年度	1,707,585,733	26,636,537	11,455,765		1,669,493,431
合 計	2,667,082,860	98,219,181	30,254,468		2,538,609,211

※2 仮受金の内訳（過年度の累計額）は下記のとおり (単位：円)

科 目	収 入	内 訳			
		事業収入	受託料収入	補助金収入	受取利息他
平成 30 年度	15,000,000			15,000,000	
令和元年度	0			0	
令和 2 年度	380,000,000			380,000,000	
令和 3 年度	1,264,596,160			1,264,596,160	
合 計	1,659,596,160			1,659,596,160	

※神戸市からの収入

- (1) 補助金 429,066,600 円
- (2) 受託料 一 円

第5 令和4年度事業計画

1 事業の概要

令和4年度は、神戸市から権利変換計画の認可を受けるとともに、権利者と合意形成を図りながら、既存建物からの移転・明渡しを行い、解体工事を進める。

また、再開発ビルの建築確認申請等に向けた協議・調整や諸手続を進め、新築工事着手に向けた準備を行う。

(1) 権利変換計画の認可及び解体工事の着手

地権者全員の同意により、神戸市から権利変換計画の認可を受けるとともに、既存建物からの移転・明渡しに併せて、段階的に各既存建物の解体工事を進める。

解体工事にあたっては、周辺への影響に配慮し、工事内容を適宜周知しながら、工事を進める。

(2) 再開発ビルの新築工事に向けた準備

令和5年夏頃の再開発ビル新築工事の着工を目指して、各種調査の実施や建築確認申請等に必要な協議・調整や諸手続を進める。

(3) 再開発ビルの管理運営計画の検討

実施設計及び権利変換計画を踏まえた、管理運営計画を検討するため、各用途の管理区分等を整理するとともに、管理運営体制などの検討を進める。

(4) 地権者等との協議・調整

地権者を対象とした「情報連絡会」を開催し、事業の進捗状況などの情報共有や意見聴取を行うとともに、「再整備ニュース」を発行するほか、事業及び工事の進捗状況等を定期的に周知する。

【参考：令和4年度以降の取組】

令和4年5月	権利変換計画認可
令和4年6月	サンパルから順次解体工事着手
令和5年夏頃	新築工事着手（予定）
令和9年末頃	竣工（予定）

2 予定財務諸表

(1) 予定損益計算書 (令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位: 千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用		営業収益	
営業外費用		営業外収益	
特別損失		特別利益	
合計	0	合計	0
		税引前当期純利益	0
		法人税等	0
(1) 補助金 一 千円		当期純利益	0
(2) 受託料 一 千円		前期繰越利益剰余金	0
		繰越利益剰余金	0

(2) 予定貸借対照表(令和5年3月31日現在, 単位: 千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	【27,044,616】	流動負債	【46,031】
現金及び預金	1,375,058	未払金	45,775
未成工事支出金 ※1	23,013,163	預り金	184
未収入金	2,656,395	未払法人税等	72
		固定負債	【26,994,294】
		長期借入金	12,000,000
		仮受金 ※2	14,994,294
		負債の部計	27,040,325
固定資産	【709】	(純資産の部)	
差入保証金	709	株主資本	【5,000】
		資本金	5,000
		純資産の部計	5,000
資産合計	27,045,325	負債・純資産合計	27,045,325

※1 未成工事支出金（過年度の累計額）の内訳は下記のとおり（単位：千円）

科 目	総 額	内 訳			
		人 件 費	物 件 費 等	減価償却費	事 業 費
平成 30 年度	64,824	20,545	4,855		39,424
令和元年度	117,049	24,334	6,105		86,610
令和 2 年度	777,624	26,703	7,839		743,082
令和 3 年度	1,707,586	26,637	11,456		1,669,493
令和 4 年度（予定）	20,346,080	30,420	29,702		20,285,958
合 計	23,013,163	128,639	59,957		22,824,567

※2 仮受金（過年度の累計額）の内訳は下記のとおり（単位：千円）

科 目	収 入	内 訳			
		事業収入	受託料収入	補助金収入	受取利息他
平成 30 年度	15,000			15,000	
令和元年度	0			0	
令和 2 年度	380,000			380,000	
令和 3 年度	1,264,596			1,264,596	
令和 4 年度（予定）	13,334,698	7,705,161		5,629,537	
合 計	14,994,294	7,705,161		7,289,133	

※神戸市からの収入

(1) 補助金 2,163,610 千円

(2) 受託料 — 千円